

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第2項中「部長」を「総務部長，指導部長」に改め，「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「，工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進室長」を加え，同条第3項中「，体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長」を「及び体育健康教育室給食課長（以下「体育健康教育室の子ども安全課長等」という。）」に改める。

第3条第22項を同条第23項とし，同条第18項から同条第21項までを1項ずつ繰り下げ，同条第17項中「体育健康教育室子ども安全課長，体育健康教育室保健課長，体育健康教育室体育課長，体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長」を「体育健康教育室の子ども安全課長等」に改め，同項を同条第18項とし，同条第15項及び第16項を1項ずつ繰り下げ，同条第14項中「地域教育専門主事室長」を「工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進室長又は地域教育専門主事室長」に改め，同項を同条第15項とし，同条第13項を同条第14項とし，同条第12項中「体育健康教育室子ども安全課長，体育健康教育室保健課長，体育健康教育室体育課長，体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長」を「体育健康教育室の子ども安全課長等」に，「除く」を「除き，生涯学習部の生涯学習推進課長等を含む。」に改め，「，首席」を削り，同項を同条第13項とし，同条第9項から同条第11項を1項ずつ繰り下げ，同条第8項中「，新中央図書館建設構想推進室長」を削り，同項を同条第9項とし，同条第4項から同条第7項

までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 生涯学習部長事故あるときは、その代決事項は、所管事務につき、生涯学習部生涯学習推進課長、生涯学習部社会教育課長及び生涯学習部家庭地域教育支援課長（以下「生涯学習部の生涯学習推進課長等」という。）がこれを代決することができる。

別表課長（体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長、体育健康教育室中学校給食課長を除く。）、教育環境整備室長、京都御池中学校・複合施設建設室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、総合教育センターカリキュラム開発支援センター長、総合教育センター下京区統合中学校開設準備室長、教育相談総合センターカウンセリングセンター長、教育相談総合センターふれあいの杜館長、生涯学習総合センターの分館の館長、新中央図書館建設構想推進室長、右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長、体育健康教育室中学校給食課長」を「体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習課長等」に改め、「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「、工業高校改革推進室長、音楽高校改革推進室長」を加え、同表総務課長の項を次のように改める。

総務課長

- (1) 臨時的任用職員（学校及び幼稚園に勤務する者を除く。）の任用及び給与決定等に関する事。
- (2) 事務局職員（課長及びこれに準ずる者以上の者を除く。）及び教育関係職員（学校及び幼稚園に勤務する教職員並びに教育機関の長、課長及びこれに準ずる者以上の者を除く。）の病気による休職の期間の更新に関する事。
- (3) 事務局職員及び教育関係職員（学校及び幼稚園に勤務する教職員を除く。）の3日以内の職員団体及び労働組合の業務による職務に専念する義務の免除に関する事。
- (4) 事務局職員及び教育関係職員（教職員を除く。）の昇給、昇格等給与の発令に関する事。
- (5) 事務局職員及び教育関係職員（教職員を除く。）の職員の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関する事。
- (6) 事務局職員及び教育関係職員（教職員を除く。）の制服及び被服の貸与に関する事。
- (7) 事務局職員及び教育関係職員（学校及び幼稚園に勤務する教職員を除く。）の職員証及び職員き章に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (8)負担を伴わない定例の後援に関する事。 (9)局内の取締りに関する事。 (10)文書(学校文書を除く。)の取扱いに関する事。 (11)公用車の管理に関する事。
--	--

別表調査課長の項の次に次の1項を加える。

教職員給与課長	<ul style="list-style-type: none"> (1)学校及び幼稚園に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員の給与及び福利厚生に関する事。 (2)教職員(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(以下「府費負担教職員」という。)を除く。)並びに事務局及び教育機関に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関する事。 (3)教職員の制服及び被服の貸与に関する事。 (4)学校事務員、管理用務員、養護職員及び給食調理員の職員証及び職員き章に関する事。
---------	--

別表教職員課長の項を次のように改める。

教職員人事課長	<ul style="list-style-type: none"> (1)学校及び幼稚園に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員の人事等に関する事。 (2)学校及び幼稚園に勤務する教職員の休業、休暇及び欠勤等の承認等に関する事。 (3)学校及び幼稚園に勤務する教職員(課長及びこれに準ずる者以上の者を除く。)の病気による休職の期間の更新に関する事。 (4)学校及び幼稚園に勤務する教職員の出張及び復命に関する事。 (5)学校及び幼稚園に勤務する教職員の職員団体及び労働組合の業務による職務に専念する義務の免除に関する事。 (6)教職員の昇給、昇格等給与の発令に関する事。 (7)教育職員の免許状申請に関する事。
---------	--

別表体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長の項中「体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長」を「体育健康教育室の子ども安全課長等」に改め、同項の次に次の1項を加える。

生涯学習部の生涯学習推進課長等	<ul style="list-style-type: none"> (1)補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。 (2)補佐職員の出張及び復命に関する事。 (3)補佐職員の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4)補佐職員の時間外勤務命令に関する事。 (5)申請、届出、報告、照会、回答等に関する事。 (6)証明に関する事。 (7)刊行物の発行に関する事。 (8)軽易又は定例の所管事務の処理に関する事 (9)所管事務に係る市民講座、講習会の修了証書の交付に関する事
-----------------	---

こと。

別表生涯学習推進課長の項及び社会教育課長の項を削り、同表総務課及び企画課の係長（担当課長補佐及び担当係長を含む。）の項中「及び企画課」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）